加須こどもまんなか広場管理運営規約

本施設は、①加須市在住の子どもたちの健やかな成長を願い支援するために 建物を貸与されたものであり、②埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援 事業による補助金により建物の改修工事資金に当てたほか、③加須市子育て応 援子ども食堂・フードパントリー団体連絡会運営費補助金の支援を得て開設の 運びとなり、円滑な管理運営を図るために当規約を定めるものである。

(目的)

第1条 この規約は、本施設(加須市正能 11-5)を加須市子育て応援子ども食堂・フードパントリー団体連絡会(以下「団体連絡会」という)が円滑に運営・管理するため設けるものである。

(施設の呼称)

第2条 本施設は、加須こどもまんなか広場と称する。

(施設の定義)

第3条 本施設は、団体連絡会および所属団体の組織運営や事業活動、会員相互 の親睦を高める場として、総会、会議、会合、行事、事業活動、共通倉庫、 防災備蓄倉庫、市域活動拠点等の利用に供するための建物及びその他の付帯 設備をいう。

(運営委員会)

第4条 本施設の運営を民主的に行うため、運営委員会(以下「委員会」という)を組織する。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会は、加須市子育で応援子ども食堂連絡会(以下「子ども食連絡会」という)及び加須市子育で応援フードパントリー連絡会(以下「フードパントリー連絡会」という)の会員の中から選出する。
 - 2 委員会員は、子ども食堂連絡会の理事長、常務理事(総務)及びフードパントリー連絡会の会長、常務理事(総務)の4名とする。
 - 3 委員会員の中から互選により委員会長及び副委員会長を選出する。

(委員会の権限)

第6条 委員会は、施設運営の監督権及び決定権を持つ。

(鍵の管理)

- 第7条 本施設に係る鍵は、1階・2階出入口扉およびシャッターの3本を1組 とし、所有者から4組を貸与される。これらの管理者は次のとおりとする。
 - ① 団体連絡会事務局長、②同事務局長次長、③こども応援隊代表、④騎 西子育て応援パントリー代表が保管・管理するものとする。

(鍵の貸与・返却)

第8条 利用者は、鍵管理者に申し出て鍵の貸与を受けること。また、終了後は、貸与された鍵管理者に返却すること。

(利用者登録)

第9条 施設の利用を希望する者は、所定の申請書により利用者登録を委員会に申請するものとする。

(利用申請)

第 10 条 施設の利用を希望する者は、所定の申請書により利用する日の 1 か月前までに委員会に申請するものとする。

(利用許可)

第11条 本施設の利用は、所属団体が主催・支援・協賛・連携する事業および子どもの居場所づくりや子育て支援の活動を行う他の市民グループ・個人との交流や連携を深めるため団体連絡会の用途に限るものとする。

ただし、次の項目に該当する場合は、委員会は許可を与えないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき
- (2) 公の秩序または風俗を害する恐れのある場合
- (3) 営利を目的とする場合
- (4) 委員会の許可なく施設の備品の持ち出し利用
- (5) 政治活動及び宗教活動
- (6) 建物内での喫煙
- (7) その他管理上支障のある場合

(利用時間)

第12条 施設の利用時間は原則として次のとおりとする。

午前9時から午後6時までとする。ただし、委員会で認めた場合は、この限りではない。

(現状回復義務)

第13条 利用者は、利用終了時には「加須こどもまんなか広場利用点検表」(別紙)に基づき現状に復し、管理者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、建物、敷地内の付属施設その他の器具備品を破損または滅失させた場合、これを現状に復し、もしくはその利用者の責任において損害を弁償しなければならない。

(経費負担)

第15条 施設の運営管理する団体連絡会が、家賃および光熱費、水道料その他 の経費を負担する。

(利用者の義務)

- 第16条 施設を利用するときは、次の事項を守るものとする。
 - (1) 利用責任者を決めること
 - (2) 利用時間を守ること
 - (3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと
 - (4) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと
 - (5) 利用終了後は、片付け及び清掃をすること
 - (6) その他、委員会の指示に従うこと

(その他)

- 第 17 条 この規約に定められていない事項は、委員会で協議決定し、団体連絡 会の役員会の承認を得るものとする。
 - 2 この規約の改廃は、団体連絡会総会の議決により定める。

付則

この規約は、令和6年5月13日から施行する。